

■ 証拠の提出等の民事訴訟手続に関するベトナム最高人民裁判所のワークショップにおいて講義を行いました。

令和4年3月8日、ベトナム最高人民裁判所及び独立行政法人国際協力機構（JICA）プロジェクトの共催の下、証拠の提出等の民事訴訟手続に関するワークショップが開催され、当部教官が講義を行いました。

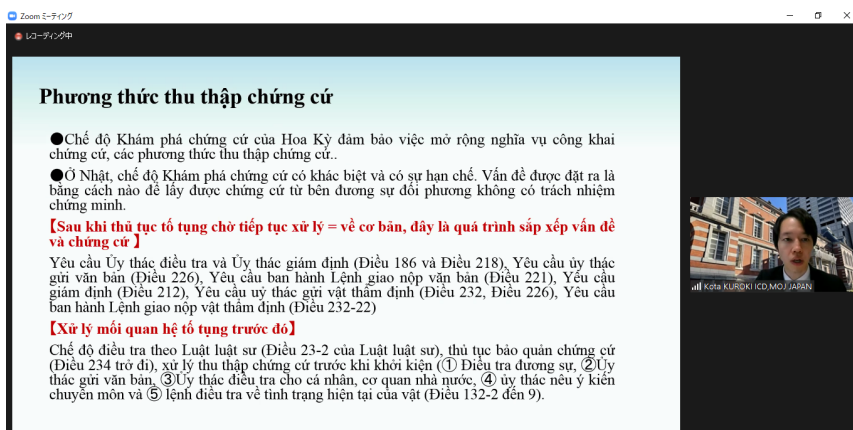
ベトナムでは、法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に寄与するため、ベトナムの法規範文書制度の質及びその効果的な執行が国際標準に照らして向上することを目標として、令和3年1月から、JICAによるプロジェクト「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」が実施されており、当省法務総合研究所もこれに密接な協力を行っています。

今般、同国最高人民裁判所が、証拠の提出、開示及び和解等の民事訴訟手続に関する知見を得ることを目的として、JICAと共催の下、本ワークショップを開催することとなり、黒木宏太前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）が、「証拠の提出・入手・開示及び和解期日について」と題する講義をオンライン形式で実施しました。

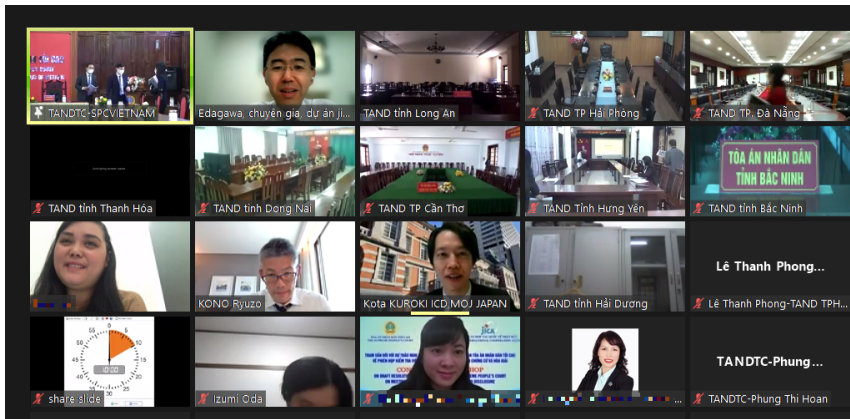
ベトナム側からは、本ワークショップの議長を務めた同国最高人民裁判所副長官を始めとする多数の関係者が出席しました。また、日本側からは、開会挨拶を行った枝川充志前JICA長期派遣専門家（当時）のほか関係者が出席し、当部からも、須田大国際協力部副部長ほか職員がオンライン形式で出席しました。

本ワークショップにおいては、出席者から、テーマに関連する活発な議論が行われたほか、黒木前教官の講義についても、日本の民事訴訟手続における証拠の提出や和解制度の運用等について高い関心が寄せられました。

国際協力部は、成功裏に終わった本ワークショップの関係者の皆様に心より御礼申し上げるとともに、今後も、JICA等の関係機関と共に、ベトナムにおける法制度整備支援活動に尽力してまいります。



【講義を行う黒木前教官】



【参加者の様子】